

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

市は、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い郷土を形成するとともに、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

1 風水害に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。
- (3) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (4) 風水害に強い郷土の形成を図るため、県と協力し、治山・治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進する。

2 風水害に強いまちの形成

- (1) 洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。
- (2) 災害時において防災拠点となる公共施設の積極的整備を図る。
- (3) 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。
- (4) 次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

ア 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、都市的土地利用を誘導しない等、風水害に強い土地利用の推進

イ 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進

ウ 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

- エ 浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な市土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- オ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
- カ 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び医療機関等の災害時要援護者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- キ 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備
- ク 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- ケ 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

3 災害危険箇所等のパトロール

市は、各関係機関の参加を得て次の(1)から(3)に掲げるパトロールをそれぞれ定める時期に実施する。

(1) 重要水防区域合同パトロール（5月）

ア 参加機関

- (ア) 千曲川河川事務所
- (イ) 飯山建設事務所
- (ウ) 関係市議会議員
- (エ) 関係区長、消防団関係者
- (オ) 飯山市（道路河川課、庶務課）

イ 内容

千曲川重要水防区域のパトロール

(2) 土砂災害防止月間中の合同パトロール（6月）

ア 参加機関

- (ア) 飯山建設事務所
- (イ) 北信地方事務所
- (ウ) 飯山警察署
- (エ) 岳北消防本部
- (オ) 飯山市（道路河川課、農林課等）

イ 内容

地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、砂防指定地区、土石流発生危険溪流等のパトロール

(3) スキー場安全パトロール（2月）

ア 参加機関

- (ア) 北信地方事務所
- (イ) 飯山市（観光課）
- (ウ) 岳北消防本部
- (エ) 飯山建設事務所
- (オ) 北信保健所
- (カ) 各観光協会、索道協会

イ 内容

スキー場の危険箇所のパトロール

4 風水害に対する建築物等の安全性の確保

- (1) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (2) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (3) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (4) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 上下水道等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。
- (2) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

6 災害応急対策等への備え

風水害等の災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、市民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。

第2節 災害発生直前対策

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、市民の避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統」のとおりであるが、市は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

風水害により、市民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

(本章第11節「避難収容活動計画」参照)

3 災害未然防止活動

災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。

- ・ 所管施設の緊急点検体制の整備
- ・ 応急復旧体制の整備
- ・ 防災用資機材の備蓄
- ・ 水防活動体制の整備
- ・ ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
- ・ 災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、各防災関係機関及び市民が参加する訓練を毎年実施する。
- (3) 学校、公民館等の公共施設を情報通信の拠点とした市の情報ネットワークの整備について研究する。
- (4) 総合的な情報収集を行うため、「モニター情報制度」の設置を研究する。
- (5) 情報収集手段としてのパソコンネットワーク等の活用を推進する。

2 情報の分析整理

- (1) 市は、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク、CATV等の活用により災害情報等の共有化、市民への周知を図る。
- (2) 蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

3 通信手段の確保

- (1) 同報系防災行政無線及び移動系防災無線等を整備し、老朽化した設備の更新を図る。
- (2) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。
- (3) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。
- (4) 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (5) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

第4節 活動体制計画

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、発災時における活動体制の整備を図る。また、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

1 職員の非常参集体制の整備

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

このため市は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

(動員配備体制については、本編第2章第3節「非常参集職員の活動」参照)

- (1) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (2) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

2 組織の整備

防災会議の組織運営に関しては、災害対策基本法第16条、飯山市防災会議条例の定めるところであり、その組織は飯山市防災会議条例第3条のとおりである。その運営については市の地域に係る総合的かつ計画的な防災を実施するためこれら関係法令に基づく事務の円滑な推進を図る。

3 防災関係機関との連携体制の整備

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

- (1) 防災関係機関との協力体制の確保

市及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互の協力体制を充実させる。

- (2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

市及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

4 防災中枢機能等の確保

災害時に応急対策の中心的役割を果たす市役所庁舎等の公共施設、設備については、災害に対

する安全性の確保等に努める必要がある。

このため、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る。

第5節 広域相互応援計画

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村相互、消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動が実施できるよう、体制の整備を図る。

1 県内全市町村間の相互応援協定

県内全市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。(第6編資料4-2参照)

市は、この協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していく。

- (1) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。
- (2) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (3) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

2 県内外消防本部間の消防相互応援体制

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。(第6編資料4-1参照)

また、大規模災害又は特殊災害発生時に、前記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に、全国の消防機関が相互に人命救助活動、消火活動等を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊運用要綱が制定された。

この協定及び要綱に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する。

- (1) 岳北消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- (2) 岳北消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図る。
- (3) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

3 他市町村との応援協定

市では現在、魚津市との間で「飯山市魚津市災害時相互応援協定」(第6編資料4-4参照)を締結している。この協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立していくと

ともに、大規模災害時に対応するため、他の市町村との協定締結を推進する。

4 広域活動拠点の確保

- (1) 市は、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域における拠点を選定する。
- (2) 3者で拠点の面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。
- (3) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握する。

5 その他市内企業及び団体等との協力体制の整備

市内企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、市は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、市が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。
現在、本市が締結している協定は、次のとおりである。

協定の名称	締結先	掲載資料番号
災害時における飯山市と市内郵便局の協力に関する協定	市内郵便局	第6編資料4-5
災害時における応急生活物資調達に関する協定	飯山商工会議所	第6編資料4-6
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープ ながの	第6編資料4-7
災害時における応急対策業務に関する基本協定	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンプカー協会飯山支部	第6編資料4-8
災害時における応急対策業務の実施に関する細目協定書	飯山市建設業協会 (社)長野県ダンプカー協会飯山支部	第6編資料4-9
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	長野県建築士会飯水支部	第6編資料4-10

第6節 救助・救急・医療計画

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、消防機関等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

1 救助・救急用資機材の整備

- (1) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、「救急救命士法」及び「救急隊員の行う応急処置等の基準」に基づき、救急救命士の技術の向上に努める。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

- (2) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- (3) 消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に市民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から市民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 医療用資機材等の備蓄

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の備蓄・調達については、災害医療体制全体の中で、迅速で機能的な供給体制について検討を行うとともに、医療機関・医薬品販売業者等関係機関からの協定が得られるよう、あらかじめ調整を図る。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

災害拠点病院である北信総合病院（中野市）を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

4 消防及び医療機関との連絡体制の整備

災害時においては、被害情報や患者の受入れ体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関との情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく。

また、医療機関の患者受入れ状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速

やかに入手できるよう努める。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関と事前に調整しておく。

- (1) 風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。
 - ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - イ 最先到着隊による措置
 - ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - オ 各活動隊の編成と任務
 - カ 消防団の活動要領
 - キ 通信体制
 - ク 関係機関との連携
 - ケ 報告及び広報
 - コ 訓練計画
 - サ その他必要と認められる事項
- (2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請については、それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。
- (3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。
- (4) 関係機関の協力を得て、救急・救助訓練を毎年1回以上実施する。

第7節 消防・水防活動計画

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

1 消防計画

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備等、施設の整備拡充及び市民等に対する火災予防の徹底等を図り防災活動に万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

また、積雪型、多雪型消火栓の設置、4WD軽積載車の配備等積雪に備えた施設及び機械力の強化を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、耐震型防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、市民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資器材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化

を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から岳北消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(5) 火災予防

ア 火災予防運動の実施

市民に火災予防思想と予防知識の浸透を図るため、関係機関、団体の協力のもとに春秋2回火災予防運動を実施するほか、毎月15日を市民防火の日に設定し火災予防の徹底を図る。

イ 防火思想、知識の普及

「市報いいやま」をはじめとする広報紙、防災行政無線、市ホームページ、広報車等により、市民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

ウ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の実管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

エ 予防査察の実施

消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

オ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(6) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

(7) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、市及び岳北消防本部の消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合に備え、あらかじめ締結されている相互

応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

2 水防計画

集中豪雨等により、水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できるよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 水防組織、水防団（消防団）の確立・整備
- (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等洪水時に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡システムの整備及び警報等の市民への伝達体制の整備
- (4) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討
- (6) 居住者への立退きの指示体制の整備
- (7) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (9) 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等の避難計画の作成
- (10) 浸水想定区域内にある災害時要援護者が利用する施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を公表
- (11) (10)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

 - (12) 水防機関の整備
 - (13) 水防計画の策定
 - (14) 水防協議会の設置
 - (15) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ウ 発災時の避難誘導計画等に基づく避難誘導訓練

第8節 災害時要援護者計画

近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には災害時要援護者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から災害時要援護者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、市内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある。

1 在宅者対策

(1) 緊急通報装置等の整備

市は、災害時要援護者の安全を確保するため、災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備に努める。

(2) 災害時要援護者の状況把握

市は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、介護を要する高齢者や障害者等の所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要援護者の状況把握に努める。

(3) 災害時要援護者の態様に配慮した避難支援計画の策定

市は、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、災害時要援護者の個々の態様に配慮した避難支援計画を策定するとともに、市民に対し避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。

なお、避難支援計画の策定に当たっては、地域の支え合いによる支援が発揮できるよう、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等と共同で策定するよう努める。

(4) 避難支援計画等の活用

避難支援計画については、市防災・福祉担当及び自主防災組織や災害時要援護者の支援者が常に利用できる状態となるよう努める。

(5) 避難所の整備

市は、災害発生時において避難所となる公共施設について安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障害者用トイレの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(6) 防災教育・防災訓練の実施

市は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、災害時要援護者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 応援体制及び受援体制の整備

市は、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、介護職員、手話通訳者等）、車両（小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(8) 支援協力体制の整備

市は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

2 社会福祉施設等対策

市は、社会福祉施設の管理者等と平常時から連携し、次の事項について協力を求める。

(1) 防災設備等の整備

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

(2) 組織体制の整備

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(4) 応援体制及び受援体制の整備

市は、社会福祉施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるよう指導する。

3 病院入院患者等対策

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要である。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要である。

- (1) 市は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。
- (2) 市は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

4 観光客、外国籍市民対策

(1) 観光客の安全対策の推進

ア 関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

イ 観光関連事業者と連携して、「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(2) 外国籍市民の状況把握及び情報提供体制の整備

市内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーション等外国籍市民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(3) 広域避難場所及び避難経路の周知

市は、外国籍市民や観光客に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民に対する防災知識の普及を図る。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

5 土砂災害危険・注意・準用区域内の災害時要援護者関連施設対策

土砂災害危険・注意・準用区域内に立地している災害時要援護者関連施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

- (1) 市は、土砂災害危険・注意・準用区域内の災害時要援護者関連施設に対して、警戒避難体制

の確立など防災体制の整備について指導する。

- (2) 市は、災害時要援護者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

第9節 緊急輸送計画

大規模な風水害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

1 緊急交通路の確保

市は県と連携して、災害発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、緊急輸送道路を選定し、当該道路の防災対策の計画を定め整備を図る。この場合、「緊急用ヘリポート」及び「物資輸送拠点」への交通確保について、特に配慮する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保

(1) 災害時の輸送の拠点となるヘリポート及び物資輸送拠点を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。(第6編資料8-1参照)

このヘリポートは、避難場所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

(2) 自らが被災した場合だけでなく、隣接市村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

(3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について市民に周知する。

3 輸送体制の整備

大規模な風水害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておく。

(1) 市内の輸送事業者と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。

(2) ヘリコプターの活用については、本編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」のとおりとし、平素から連携を密にする。

4 緊急輸送車両の事前確認

(1) 緊急通行車両の事前届出

市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

イ 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第10節 障害物の処理計画

風水害時には、河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

1 障害物処理体制の整備

- (1) 緊急輸送路とされている基幹道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。
- (2) 建設業者等に対し、災害時の障害物除去に要する車両及び要員について、協力体制の整備を要請する。
- (3) レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。
- (4) 集積、処分場所を関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定する。
- (5) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

第11節 避難収容活動計画

風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、災害時要援護者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

1 避難計画等の策定

(1) 避難体制の確立

次の事項に留意して、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

ア 避難勧告、避難指示を行う判断基準及び伝達方法

イ 避難準備情報を伝達する判断基準及び伝達方法

（避難準備情報、避難勧告、避難指示については第2章第12節「避難収容活動」を参照）

ウ 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

エ 避難場所への経路及び誘導方法

オ 避難場所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給食措置

(イ) 給水措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用品の支給

(オ) 負傷者に対する救急救護

カ 避難場所の管理に関する事項

(ア) 避難収容中の秩序保持

(イ) 避難住民に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難住民に対する各種相談業務

キ 広域避難地等の整備に関する事項

(ア) 収容施設

(イ) 給水施設

(ウ) 情報伝達施設

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (7) 平常時における広報
 - a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - b 市民に対する巡回指導
 - c 防災訓練等
- (イ) 災害時における広報
 - a 広報車による周知
 - b 避難誘導員による現地広報
 - c 住民組織を通じた広報
- (2) 災害時要援護者対策

災害時要援護者の所在、援護の要否等の把握に努め、災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

 - ア 所在、援護の要否等の状況把握
 - イ 配慮すべき個々の態様
 - ウ 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
 - エ 災害発生時の安否の確認
 - オ 避難誘導方法及び災害時要援護者の支援者の行動計画
 - カ 情報提供手段
 - キ 配慮すべき救護・救援対策
 - ク 地域の支え合いによる支援協力体制

特に、災害時要援護者関連施設について、これらの施設、自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図るものとする。
- (3) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (4) 市民に対する指導・啓発

市は、市民に対し、避難に関して次のように指導・啓発する。

 - ア 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。
 - (7) 家の中でどこが一番安全か
 - (イ) 救急医薬品や火気などの点検
 - (ウ) 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか
 - (エ) 避難場所、避難路はどこにあるか
 - (オ) 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか
 - (カ) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか
 - (キ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担

- イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- ウ 避難場所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

2 避難所等の確保

(1) 避難地の確保（第6編資料9-2参照）

市は、災害時に市民が一時避難するための場所についてあらかじめ定めておく。また、学校等教育施設を避難地として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応がとれるよう十分に協議する。

この場合、次の条件に留意する。

- ア 火災による輻射熱等による被害の危険性のない場所であること。
- イ 洪水による浸水等の被害のおそれのない場所であること。
- ウ がけ崩れのおそれのないこと。
- エ ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
- オ 対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。（避難地の必要面積は、おおむね1㎡1名を目安とする。）
- カ 危険物施設等が近くにないこと。
- キ 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物その他の建造物がないこと。
- ク 被災者に対する救援、救護活動を実施することが可能な場所で、耐火建築物があるか、又は仮設住宅を設置することが可能な規模を有すること。
- ケ その他避難した被災者の安全が確保される場所であること。

(2) 避難所の確保（第6編資料9-1参照）

風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した市民を収容するための避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とする。

ア 避難所等の選定要件

- (ア) 「避難地の確保」で示した条件を満たすところの施設であること。
- (イ) 救援、救護活動を実施することが可能であること。
- (ウ) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (エ) その他被災者が生活する上で、市が適当と認める場所であること。（避難者の必要面積は、おおむね3.3㎡2名を目安とする。）

イ 避難所の管理

- (ア) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておく。
- (イ) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておく。
- (ウ) 避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- (エ) 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておく。

(カ) 学校等教育施設を避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と、使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

(ク) 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、避難所としての適性について当該施設の管理者等と定期的に検討を行い、避難機能の整備充実に努める。

ウ 避難所の設備及び資機材の配備

避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。

- (ア) 通信機材
- (イ) 放送設備
- (ロ) 照明設備（非常用発電機を含む。）
- (エ) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (オ) 給水用機材
- (カ) 毛布及び暖房具
- (キ) 救護所及び医療資機材
- (ク) 物資の集積所
- (ケ) 仮設の小屋又はテント
- (コ) 防疫用資機材
- (サ) 工具類

(3) 避難路の確保

避難場所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- ア 十分な幅員があること。
- イ 万が一に備えた複数路の確保。
- ウ がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

(4) 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者を安全かつ適切に避難誘導するため、災害時要援護者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、住民に周知徹底するとともに、災害発生時に避難施設となる公共施設について、災害時の安全性の向上、段差解消やスロープの設置等災害時要援護者に配慮した施設整備、必要な物資等の備蓄に努める。

3 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた市民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため市は県と連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制の整備に努める。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、避難場所との整合を図りながら候補地を選定確保する。
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。
- (7) 災害発生時には、市内及び近隣市町村の建設業者等から応急工事用資材を調達できるようにしておく。(第6編資料16-1参照)

4 学校等における避難計画

災害が発生した場合、小学校、中学校、幼稚園及び保育園（以下「学校等」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

(1) 防災計画の作成

ア 学校長等は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に児童生徒等の安全を確保するため、防災計画を作成しておく。

なお、この計画作成に当たっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、以下の事項を定めておく。

- (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法
- (ロ) 市（市教委）、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (ハ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (ニ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (ホ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法

- (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ク) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (カ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 風水害時における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長等が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

- ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適切か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

- ア 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。
 - (ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。
 - (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できる。
 - (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できる。

第12節 孤立防止対策

市は、災害時の孤立地域を予測し、住民と市との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。

1 通信手段の確保

- (1) 防災行政無線の整備及び更新を計画的に行い、市と孤立地域との情報伝達が途絶しない通信手段の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- (2) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- (3) NTT孤立防止無線電話の応急設置等、協力体制の確立を図る。

2 災害に強い道路網の整備

急峻な地形を切り開いて道路が建設されている状況から、そのすべてについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるが、次の事項に留意して対策を講ずる。

- (1) 代替路線のない道路を優先して災害予防対策を推進する。
- (2) 迂回道路としての林道、農道の整備を推進する。

3 孤立予想地域の実態把握

- (1) 平素の行政活動を通じ、孤立予想地域における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (2) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

4 自主防災組織の育成

大規模災害時には、特に孤立地域では、消火・救助機関の到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

したがって、市内の各自治会組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めるとともに、災害時要援護者等の把握と、日ごろの防災教育の推進を図る。

- (1) 全地区における組織結成を推進する。
- (2) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行う。
- (3) 活動用資機材の整備充実に努める。
- (4) 孤立が予想される地域の住民に対し、組織結成に対して積極的に参加するよう啓発を行う。

5 避難所の確保

孤立が予想される地域ごとに最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

そのため、孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新を促す。

6 備蓄

- (1) 避難所等への分散備蓄について配慮する。
- (2) 孤立が予想される地域の住民に対し、平素から食料等の備蓄をしておくよう、指導・啓発を行う。
- (3) 観光・宿泊施設等の管理者に対しては、滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を進めるよう指導する。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

大規模な災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段が限られ、食料確保のためには備蓄が必要である。このため、発災直後から被災者に対し円滑に食料の供給が行われるよう、非常用食料の備蓄並びに調達体制の整備を図っていく。

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 平成12、13年度に実施された県地震対策基本調査の結果とその後の社会情勢等を考慮し、人口の5%の2食分程度である2,500食を目安として、乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行い、必要に応じて更新する。
- (2) 他の地方公共団体等との災害時の相互応援協定の締結を図る。
- (3) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (4) 市民、企業等に対して、食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行う。
- (5) 市内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。

2 食料等の供給体制の整備

- (1) 備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。
- (2) 食料等の調達及び供給について、国、県、日赤奉仕団等及び地域住民の協力が得られる体制の整備を図る。
- (3) 食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）調味料（味噌・塩）等についても整備するよう努める。
- (4) 救援食料の集積場所及び輸送方法を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (5) 炊き出し実施場所を定めておくとともに、実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。

3 市民等に対する指導・啓発

市民や企業等に対して、食料の備蓄に関して次の事項について指導・啓発する。

- (1) 自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても、市備蓄食料や調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、1人当たり2日から3日分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努めるものとする。

- (2) 高齢者用、乳児用等の食料品は、供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。
- (3) 企業や事業所等においても、災害発生に備えて食料備蓄を行うよう努めるものとする。

第14節 給水計画

水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、給水車、給水タンク等の整備促進を図り、災害時の飲料水の供給体制を確立する。

また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- (2) 予備水源の確保、電源車及び発動発電機を借り上げ、停電時の揚水に対応する。
- (3) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

2 飲料水等の供給計画

- (1) 給水車の運行計画の策定等、給水体制の確立を図る。
- (2) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (3) 被災範囲、被災状況の想定に基づき、給水拠点設置箇所の検討を行う。
- (4) 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

3 市民に対する指導・啓発

市は、災害時における飲料水の確保に関し、日ごろから市民に対して次の事項について指導・啓発する。

- (1) ふろの残り湯の活用を習慣づける。
- (2) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (3) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (4) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、市は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

- (1) 市人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努めるとともに、災害発生後の交通輸送機能まひや孤立地域発生等を想定した備蓄・調達体制の整備を図る。
- (2) 市内流通業者等に対して、災害時における生活必需品の調達に関して協力を要請する。
- (3) 市民に対し防災思想の普及啓発を行い、市民自らの備蓄の促進を図る。

(災害時の主な生活必需品)

- ・寝具（タオルケット、毛布等）
- ・衣類（下着、靴下、作業衣等）
- ・炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- ・身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- ・食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- ・日用品（せっけん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等）
- ・光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

2 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うための、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を事前に整備する。
- (2) 輸送されてくる生活必需品の集積場所をあらかじめ定め、必要に応じて施設の整備を行う。
(第6編資料8-1参照)
- (3) 流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

3 市民に対する指導・啓発

市民に対し、災害に備えて、前記の生活必需品のほか、食料、水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋等の準備を行うよう指導・啓発する。

第16節 危険物施設等災害予防計画

風水害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害等に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

1 危険物施設災害予防計画

市は、岳北消防本部の指導・協力を得て、危険物を保有する施設において、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る。

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

(2) 自主防災組織の結成促進

ア 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(5) 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

2 その他危険物施設等災害予防計画

火薬類・高圧ガス施設、毒物・劇物保管貯蔵施設等の災害予防については、施設等の実態を把握するとともに、関係機関と協力して、施設の管理者、市民等に対して指導徹底する。

第17節 電気施設災害予防計画

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
 - 災害時を想定した早期復旧体制の整備
- を重点に、予防対策を推進するものとする。

1 施設・設備の安全性の確保

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。

市は、中部電力(株)が行う災害予防対策に協力する。

2 職員の配置計画

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。

3 関係機関との連携

停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する。

第18節 上水道施設災害予防計画

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

1 上水道施設の安全確保と充実

- (1) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- (2) 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。
- (3) 発災時における職員の任務分担、配備、参集について事前に計画を定め、災害時の迅速な対応を図る。
- (4) 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- (5) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- (6) 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。
- (7) 応急復旧資材の備蓄を行う。
- (8) 水道管路図等の整備を行う。
- (9) 無線設備の整備を行い、非常時における通信手段を確保する。
- (10) 施設の被害調査に必要な機材の整備を行う。

2 施設応急復旧活動マニュアルの作成及び予行演習の実施

- (1) 次の事項を基本に水道施設応急復旧活動マニュアルを作成する。
 - ア 指揮命令系統の確立
 - (ア) 職員の非常招集
 - (イ) 情報伝達の確保
 - (ウ) 班編成の強化
 - イ 水道施設の被害状況調査、把握の方法
 - ウ 復旧用資機材の備蓄及び調達方法
 - エ 応急復旧の具体的作業、手順、方法
 - オ 応急復旧活動内容の周知方法
 - カ 施設管理図面等の管理及び活用方法
- (2) 水道施設応急復旧活動の予行演習を実施する。

3 応急復旧応援受入れ体制の整備

(1) 次の事項を基本に、応急復旧応援受入れ体制の整備を図る。

- ア 国、県及び関係機関との連携
- イ 水道事業者等関係団体との連携
- ウ 電気、機械及び計装設備等団体との連携

第19節 下水道施設災害予防計画

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、市民の生活に欠くことのできないライフラインの一つとして、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、災害時においても、ライフライン機能を確保し、災害に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、施設の安全性の強化を図るとともに、被災時の緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

1 雨水排除整備の促進

「下水道計画」策定に当たり、雨水排除区域について検討を行い、公共下水道の雨水区域として位置づけるとともに、順次雨水整備を行う。

2 緊急連絡体制の整備

- (1) 災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等について体制の整備を図る。
- (2) 被災時には、関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、他の地方公共団体との広域応援協定の締結及び民間業者との連携強化による復旧・協力体制を確立する。

3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材の計画的な整備に努める。

4 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

風水害等により、下水道施設等が被災した場合、その被害状況を的確に把握できるよう、事前に下水道施設台帳等の適切な調製・保管等の整備を図る。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査・検索等ができるよう整備する。

5 処理場施設の系統の多重化

万一、下水道施設が被災した場合にも、ライフラインとしての機能を確保できうる体制の整備を図る。

そのため、必要に応じて、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努める。

第20節 通信施設災害予防計画

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。

1 市防災行政無線施設の整備充実

(1) 保守点検及び整備

災害時における正確な情報収集と市民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。

ア 同報系、移動系とも定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。

イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。

(2) 設備の更新及び機能の向上

ア 老朽設備の更新を計画的に行い、市防災行政無線の機能の向上を図る。

イ 中継局の設置等により、受信困難地域の解消を図る。

ウ 防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる地域防災系の防災行政無線の整備について検討する。

(3) 無線従事者の確保

無線技士養成講習会等に積極的に参加し、無線従事者の資格を持った通信取扱者を確保する。

2 県防災行政無線の活用

県防災行政無線には次のような特長があり、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。

(1) 回線統制

非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。

(2) 一斉通報（音声又はFAX）

統制局及び支部局からはもちろん、気象台からも一斉通報が行え、気象予警報等の迅速な伝達が可能である。

3 電信電話施設災害予防

市は、災害時における電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、市民等に対して迅速な情報提供ができるようNTT東日本(株)長野支店等との連携を図る。

4 道路埋設通信施設災害予防

架空の通信ケーブルは、台風等による強風により倒壊するおそれがあり、倒壊した場合には、交通を遮断し、緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。したがって、道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第21節 鉄道施設災害予防計画

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

市は、東日本旅客鉄道(株)が実施するこれらの対策に協力する。

1 現状及び課題

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

2 市が実施する計画

東日本旅客鉄道(株)との間において、情報収集体制を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

3 東日本旅客鉄道(株)が実施する計画

(1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険個所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講ずる。

(2) 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

(3) 関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

第22節 災害広報計画

災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、市民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

1 被災者への情報の提供体制

災害発生時には、市民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これに対して適切な対応が行える体制を整備しておく。

- (1) 市民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。
- (2) 地域に密着した情報を提供するため、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等の事業者との協力関係の構築を図る。
- (3) 市のホームページ等を利用し、市民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
- (4) 市民に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。
- (5) (4)のほか、市民に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、市民への普及啓発に努める。

2 報道機関への情報提供及び協定

- (1) 災害発生時には、報道機関から電話、直接のインタビュー等により取材の要請が予想されるので、情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。
- (2) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (3) 災害発生時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

第23節 土砂災害等の災害予防計画

本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

1 地すべり対策

- (1) 地すべり危険箇所の把握に努め、地域住民に周知する。(第6編資料3-2参照)
- (2) 地域住民と協力し、防災パトロール、排水等の応急対策が実施できる体制を確立する。
- (3) 地すべり防止法に基づく指定を促進し、民家、耕地、公共施設等の利害に密接な関連を有する地すべりに対し、県及び関係機関と協力して地すべり防止工事を実施するなど被害の防止対策を推進する。

2 山地災害危険地対策

市は、市域の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流失危険地区・土砂崩壊危険箇所）について、毎年県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく。(第6編資料3-5～3-7参照)

3 土石流対策

近年土石流の発生による大きな被害が出ているが、本市においても一見安定した河床、林相を呈している地域でも、異常豪雨によって土石流が発生し、人家、集落が被害の受ける危険性のある箇所が数多く散在している。

市は、市民に対して土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立を図るとともに、土石流発生危険渓流の表示、警報の伝達、避難装置等の方法を定め、緊急時に際して、適切な措置がとれるよう警戒体制の整備・確立を図る。(第6編資料3-3参照)

4 急傾斜地崩壊防止対策

がけ崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平素から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。このため、急傾斜地崩壊危険区域については次の事項を実施する。(第6編資料3-1参照)

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象予報、警報発令時の伝達、周知方法等について定める。

- (2) 避難のための立退き等に万全を期するため、避難場所、経路及び心得等をあらかじめ市民に徹底させる。
- (3) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。
- (4) 危険予想箇所については、必要に応じてその所有者、管理者、占有者に対して防災工事等の改善措置をとることを強力に指示する。

5 災害時要援護者関連施設が所在する土砂災害危険・注意・準用区域対策

急峻な地形が多く、急流河川も多い市内においては、災害時要援護者関連施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に立地している。

これらの地域については、災害時要援護者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

- (1) 市は、防災マップや研修会等の機会を通じて、災害時要援護者関連施設の管理者及び市民に対して災害危険箇所等の周知を図っていく。
- (2) 災害時要援護者関連施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。
- (3) 梅雨時期や台風時期前に、災害時要援護者関連施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。

6 市民への周知

市は、市民に対して、土砂災害危険箇所に関する情報を周知する。市民に周知すべき情報はおおむね次のとおりである。

- (1) 土砂災害危険地区の位置
- (2) 災害実績
- (3) 避難勧告・指示等の基準
- (4) 伝達方法
- (5) 前兆現象
- (6) 避難路
- (7) 避難誘導體制
- (8) 避難場所
- (9) 避難時の注意事項（災害時要援護者、持ち物、服装等）

第24節 防災都市計画

災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、住宅密集地域においては、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

1 建築物の不燃化の促進

市街地には建築物が密集しているため、火災が発生した場合、延焼拡大のおそれ大きい。

このため、中心市街地で土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、防火地域等の指定に努め、建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図っていく。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地においては、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。

(3) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業や住環境整備事業のための計画を策定する。

(4) 防災都市づくり計画を策定する。

2 防災空間の整備拡大

火災の延焼を防ぐ延焼遮断帯、災害時の避難場所や災害の緩衝にもなる公園整備や緑地・農地の保全等、計画的な防災空間の整備を図る。

(1) 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。

(2) 市道について、国・県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。

(3) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業や住環境整備事業のための計画を策定する。

3 市街地開発事業による都市整備

道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集市街地については、街路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの、面的な整備事業を検討する。

(1) 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発事業を積極的に推進する。

(2) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業や住環境整備事業のための計画を策定する。

第25節 建築物災害予防計画

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

1 建築物の風害対策

- (1) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (2) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (3) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (4) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

2 建築物の水害対策

- (1) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、住宅等の乱開発防止のための許可制や、建築物の構造規制がある土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を県に要望していく。
- (2) 建築物の所有者に対し、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じて、盛土等の必要な措置を促す。

3 文化財の風水害予防

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置を促す。

第26節 道路及び橋梁災害予防計画

風水害で生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行い、安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 市道等の整備

市の道路整備計画に基づき実施する道路及び橋梁の新設、架替、改良等の対策の中で、風水害に対する安全性に配慮した整備を行う。

(2) 施設の点検整備

各施設の風水害に対する安全性の点検を実施し、緊急度の高いものから順次整備するとともに、県等関係機関へ整備について要望していく。

(3) 協力体制の整備

道路及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、市単独では対応が遅れるおそれがあるため、県、警察署、建設業協会等との事前の協力体制の整備に努める。

(4) 危険防止のための事前規制

気象・水象情報の分析により、市管理の道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、飯山警察署等関係機関と連携し、危険防止のため事前の通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する。

2 避難路・緊急道路の整備

(1) 街路の整備

ア 中心部の避難場所へつながる道路の整備

イ 災害応急対策活動の拠点となる公共施設周辺の道路の整備

(2) 既存道路の対策

既存の道路は、緊急物資の輸送路及び避難路として重要であるので、道路改良、道路法面保護、橋梁取付部強化による落橋防止等の事業を推進する。特に、山間部の幹線道路については、法面の崩壊対策、地すべりの対策等を十分に行い、災害による地区の孤立を防ぐ。

(3) 幹線道路の整備

街路事業及び道路新設改良事業を積極的に推進し、沿道に障害物の少ない広幅員道路を整備し、避難路及び緊急道路として活用できるようにする。

(4) 通報制度

主要路線沿いの危険箇所については、付近住民による通報制度の導入を検討する。

第27節 河川施設等災害予防計画

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

また、過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案して、特に注意を必要とする地域として指定されている重要水防区域を中心に堤防等の点検を行い、安全性の向上を図るため河川の整備を行う。
(第6編資料3-8参照)

1 河川施設の災害予防

(1) 河川改修

市内を南北に貫流する千曲川を中心に、中小河川が数多くあり、いずれも山岳地帯から流れ出る急流河川である。

これらの河川の改修は、その管理機関により年々計画的に実施されてはいるが、まだ未整備の箇所が各所にあり、局地的集中豪雨による水害が予想されるので、管理機関及び水防関係機関と協力して危険箇所の点検を行うとともに、河川改修の促進を図る。

また、本市における水害で最も大きなものは、千曲川の氾濫であり、過去幾度となく大被害を受けてきている。近年堤防改修が進捗してきてはいるが、まだ無堤防地区が存在している。国、県の協力を得るなかで、この無堤防地区の解消及び既存堤防の改修を推進する。

(2) 砂防対策

一時的な集中豪雨による溪流の浸食と林野の崩壊によって生じた土砂礫は、勾配の急な谷筋に滞積され、豪雨に際して下流に流出し、耕地、宅地に氾濫、浸水の甚大な被害を与えているので、これら急流河川の砂防事業を関係機関と協力し推進する。

2 ダム施設の災害予防

ダム管理者は、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

3 ため池の災害予防

- (1) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について現状の把握を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。
- (2) 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。
- (3) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

4 危険区域（箇所）の警戒巡視

市内の千曲川及び中小河川については、その管理区分に従い、国、県及び市において管理されているが、日常的な点検は、地域住民の協力を得て実施する。

千曲川に設置されている水門については、管理者において管理人を定め日常点検等を実施しているが、出水期等においては消防団による巡視を行う。

第28節 農林水産物災害予防計画

風水害による農林水産物関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

市は、これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

1 農水産物災害予防計画

風水害による農作物被害の軽減を図るため、農業改良普及センター（飯山支所）、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術対策は次のとおりである。

(1) 水 稲

ア 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。

イ 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

(2) 果 樹

ア 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

イ 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

ウ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

(3) 野菜及び花き

ア 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。

イ ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

ウ 風速30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

エ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、冠水防止に努める。

(4) 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

2 林産物災害予防計画

(1) 災害による立木の倒壊防止のため、飯山市森林整備計画に基づき、適地適木の原則を踏まえた健全な森林づくりを推進する。

(2) 壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する。

(3) 県と連携し、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

第29節 二次災害の予防計画

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関との平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

1 構造物に係る二次災害予防対策

- (1) 被災時に建築物の応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。
- (2) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。
- (3) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。
- (4) 林道については、土砂崩落危険箇所の改良及び危険を周知するための標識の設置を推進する。

2 危険物施設等に対する二次災害予防対策

岳北消防本部の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。

- (1) 危険物事業所の管理責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

3 倒木の流出対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合があるため、次に掲げる事項を事前に把握し、市民への周知、警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 橋梁の高さ、河川の幅、水の流れ方、河川の勾配、河川の段差等を地域ごとに調査し、事前に把握する。
- (2) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所をあらかじめ

め把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

第30節 防災知識普及計画

「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、市民が常日ごろから災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大災害に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

市は、体系的な教育により、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い市民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

1 市民等に対する防災知識の普及活動

- (1) 市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、市民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。
 - ア 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
 - イ 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
 - ウ 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - エ 災害時にとるべき行動に関する知識
 - オ 正確な情報入手の方法
 - カ 災害時要援護者に対する配慮
 - キ 男女のニーズの違いに対する配慮
 - ク 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ケ 平素市民が実施しうる食料等の備蓄、出火防止等の対策の内容
 - コ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - サ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (2) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
 - ア 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、市民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - (イ) 避難の確保を図るため必要な事項
 - (ロ) 災害時要援護者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
 - イ 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- (3) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。

- (4) 前記(3)の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。
- (5) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

市で管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、災害時要援護者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

3 学校等における防災教育の推進

小学校、中学校、高等学校、幼稚園及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成するうえで重要である。

そのため、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

- (1) 学校等においては、大規模災害にも対応できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。
 - ア 防災知識一般
 - イ 避難の際の留意事項
 - ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - エ 具体的な危険箇所
 - オ 災害時要援護者等に対する配慮
 - カ 消火器の使い方等
- (3) 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的スキル修得の指導を行う。
- (4) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

市は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- (1) 自然災害に関する一般的な知識
- (2) 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (3) 職員等が果たすべき役割
- (4) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

第31節 防災訓練計画

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

1 防災訓練の種別

(1) 総合防災訓練

総合防災訓練は、市が主催し、防災関係機関、市民その他関係団体の協力を求め、次により毎年1回実施する。

ア 災害のおそれのある地域又は訓練効果のある地域を選んで実施する。

イ 市の防災機関、警察機関、区長会を中心とする地域関係機関等が一体となって、(2)のア〜クの訓練を中心として、あらかじめ作成された災害想定により、予想される事態に即応した応急対策訓練を総合的に実施する。

(2) その他の訓練

ア 水防訓練

訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。

(7) 飯山建設事務所の協力を得て、土石流災害の基礎知識や気象天気図の知識等水防知識の習得を図るとともに、重要水防区域や水防上重要な施設について周知徹底を図る。

(4) 消防団による水防工法の実地訓練を行う。

イ 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。

(7) 夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災防ぎょ訓練

(4) 消防団幹部による図上想定訓練

(7) 岳北消防本部と消防団との合同訓練

(エ) 市民による初期消火訓練

ウ 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。

(7) 医療救護・人命救助訓練

(4) 炊き出し訓練

(7) 給水訓練

エ 通信訓練

災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。

- (7) 非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練
- (4) 市防災行政無線の可搬局との定期的な感度交換訓練
- (7) 岳北消防本部と消防団を結ぶ無線の通信訓練
- (エ) 「長野県地域防災計画」に基づいた県防災行政無線の操作訓練

オ 避難訓練

災害時における避難勧告、避難指示、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

カ 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の迅速かつ円滑な活動体制の確立を図るため、市災害対策本部の組織編成に基づく本部の運営訓練を行う。

キ 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、次の訓練を行う。

- (7) あらかじめ想定した被害に応じた各部・班の情報収集訓練
- (4) 市民等への情報伝達、避難誘導訓練
- (7) アマチュア無線局との情報伝達訓練

ク 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時に広域応援協定の内容が的確に実行され、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施について検討する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をする。また、次回以降の参考とするとともに防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後に事後評価を行う。

(1) 実践的な訓練の実施

ア 被害の想定を明らかにする、訓練の実施時間を工夫する等、多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

イ 自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携した訓練となるよう努める。

ウ 災害時要援護者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

(2) 訓練の事後評価

- ア 防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善する。
- イ 必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。

第32節 災害復旧・復興への備え

災害発生後、円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

また、災害復旧用資材の供給体制の整備を図るとともに財源の確保を行い、的確な運用を図る。

1 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

- (1) あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- (2) 市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずるものとする。

2 災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給し、価格の安定を図る必要がある。

このため、県及び関係団体等から円滑な供給を受けるための体制を整備しておく。

3 基金の積立

災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費として、財政調整基金の維持、運用を図る。

第33節 自主防災組織等の育成に関する計画

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、災害時要援護者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の結成及び育成を積極的に行っていく必要がある。

1 地域住民等の自主防災組織の育成

- (1) 各地区内に「自主防災会」を組織して、出火防止、初期消火、避難、救助等効率的な災害応急活動を確保するとともに、行政機関及び消防機関との連携を図り、災害による被害の拡大を防止する。

また、各地区の防災会長による「飯山市防災会連絡協議会」を設置して、各防災会間及び行政機関との連絡調整に当たる。

- (2) 平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

2 自主防災組織の活動内容

- (1) 平常時の活動

ア 災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及

イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施

ウ 災害時要援護者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）

エ 防災資機材の備蓄及び整備・点検

- (2) 発災時の活動

ア 情報の収集及び伝達

イ 出火防止、初期消火

ウ 避難誘導活動

エ 救出救護の実施及び協力

オ 炊き出し等の給食給水活動

3 活動環境の整備

市は、コミュニティ助成事業、コミュニティ防災資機材等整備事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

4 組織の活性化

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修を実施するとともに、青年や女性の組織への参加を促進し、組織の活性化を図る。

5 各防災組織相互の連携

地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。

第34節 企業防災に関する計画

企業には、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

市は、これらの活動に対し、支援・指導に努める。

1 市が実施する計画

- (1) 市民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- (2) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

2 企業が実施する計画

- (1) 社屋内外の安全性の向上を推進し、防災計画や非常用マニュアルの整備するなど、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める。
- (2) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (3) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

第35節 ボランティア活動の環境整備

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアを適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、災害時要援護者の介護、物資・資材の輸送配分、障害者・外国籍市民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、ボランティアの所在、活動内容等を事前に把握しておく必要がある。

- (1) 市社会福祉協議会は、ボランティアの事前登録の推進及びその活用について、県社会福祉協議会との連携を図る。
- (2) 市は、県社会福祉協議会及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録について、市民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

2 ボランティア団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、市及び市社会福祉協議会は、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていく。

- (1) ボランティアグループ・団体相互間の連携を深めるため、連絡協議会の設置を推進する。
- (2) 災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

3 ボランティアコーディネーターの養成

- (1) 災害時におけるボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成が必要となってくる。

このため、市社会福祉協議会は、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社等と協力し、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

- (2) 災害時、ボランティアコーディネーターは自主防災組織とボランティアとの間を調整する役割も求められることが予想されるため、自主防災組織育成の中で、地域のリーダーがコーディネーターの役割も担えるよう養成する。

第36節 風水害対策に関する調査研究及び観測

風水害の発生を予測することは難しく、さらに近年のライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化している。このため国、県関係各機関と連携し、風水害に関するデータの集積及び情報の収集整理等を行い、総合的な風水害対策を推進していく。

1 防災アセスメント

地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を活かすよう努める。

また、その被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

2 データの集積

- (1) 国、県等が行う観測施設の設置、調査研究等に積極的に協力し、市域のデータの累積に努める。
- (2) テレメーターによる雨量等の観測結果をもとに、データの分析、活用方法等について研究する。(第6編資料7-5参照)
- (3) 観測施設から送られてくるデータの整理分析を行う。
- (4) 過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被災状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。